

佐賀県土地利用審査会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第57号

佐賀県土地利用審査会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県土地利用審査会の組織及び運営に関する条例（昭和49年佐賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(会議) 第4条 略 2 審査会は、<u>会長及び3人以上の委員の出席</u>がなければ、会議を開くことができない。 3・4 略</p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p><u>(組織)</u> 第1条の2 審査会は、委員7人以内で組織する。</p> <p>(会議) 第4条 略 2 審査会は、<u>委員の過半数が出席</u>しなければ、会議を開くことができない。 3・4 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。